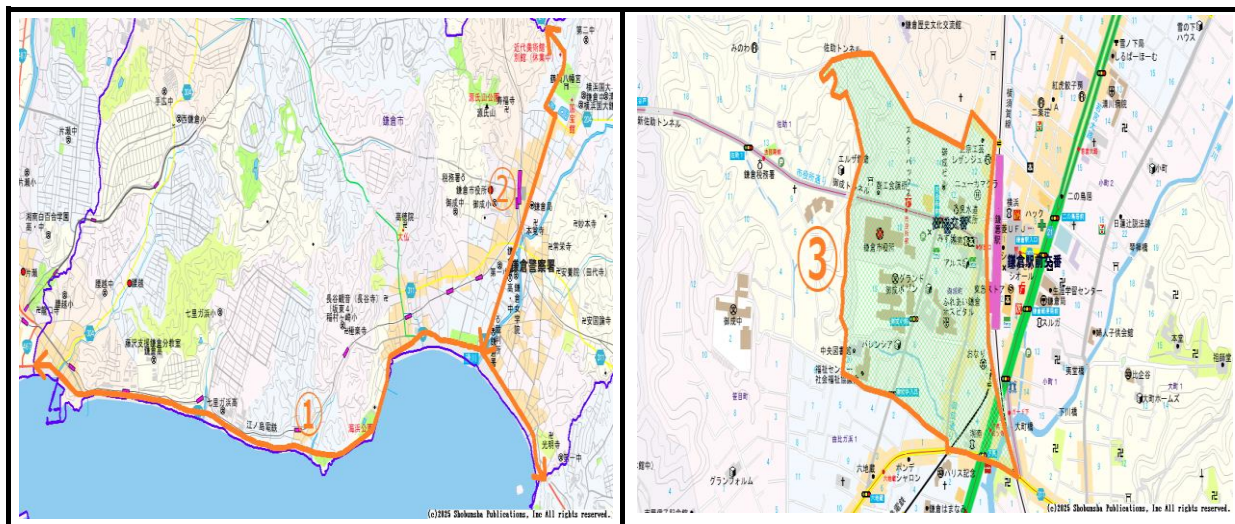




令和8年自転車指導啓発重点地区・路線



【鎌倉警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 国道134号

【選定理由】

外国人観光客が増加したこと、またレンタルサイクルの普及により交通ルールを知らない外国人観光客の自転車利用が増えてきており、自転車に関連する重大事故につながる恐れがあるため。

② 県道21号（通称：鎌倉街道）

【選定理由】

管内で最も車両の交通量が多い道路であり、歩道は幅員が広く、自転車通行可となっているが、自転車利用者の歩行者優先意識が欠如しており、一般市道での交通ルールを無視した自転車関連重大事故につながる恐れがあるため。

③ 御成町地区

【選定理由】

鎌倉市役所、行政施設や鎌倉駅周辺に駐輪場が多くあるため、通勤・通学での自転車利用者が多く、交通ルールを無視した自転車が散見されるため。



～自転車のルール～

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



～自転車利用者で多い交通違反形態～

- 一時不停止
- 右側通行
- 携帯電話を使用しながらの運転
- イヤホン等を使用しながらの運転
- 歩道で徐行、一時停止等をしない



自転車も 乗れば車の 仲間入り